

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の 改正内容の概要

○ 緊急事態措置を実施すべき区域について

(1) 追加区域

栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、及び福岡県

(2) 追加区域における緊急事態措置を実施すべき期間

令和3年1月14日（木）～2月7日（日）

※ 緊急事態宣言対象区域における主な対策

令和3年1月7日の当該方針から変更なし

【参 考】 基本的対処方針の主な対策（令和3年1月7日）

・ 外出の自粛

特定都道府県は、不要不急の外出・移動の自粛について協力を要請。

特に、20時以降の不要不急の外出自粛について、住民に徹底。

・ 施設の使用制限等

特定都道府県は、感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、飲食店に対する営業時間の短縮（20時までとする。ただし、酒類の提供は11時から19時までとする）を要請。

・ 職場への出勤等

「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク等）を強力に推進。

事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制。

・ 学校等の取扱い

学校設置者及び大学等に対し、一律に臨時休業を求めるのではなく、感染防止策の徹底を要請。

大学入学共通テスト、高校入試等については、予定どおり実施。

道内の感染状況等について (案)

【令和3年1月14日】

区 分	医療提供体制等の負荷			監視体制	感染状況		
	病床全体	うち重症者 用病床	療養者数	検査 陽性率	新規 感染者数	先週1週間と の比較	感染経路 不明割合
全道(1/13)	687床	12床	増加 1,524人	増加 6.6%	1,134人/週	増加	31.8%
うち札幌市	314床	7床	808人	7.4%	616人/週	増加	36.5%
ステージ4基準	350床	35床	796人	10%	796人/週	増加	50%
ステージ3基準	250床	25床	増加	増加	133人/週	増加	50%

本道は、新規感染者数が増加傾向にあり、感染の再拡大の兆しがうかがえるなど、予断を許さない状況が続いている。

また、医療提供体制は、依然として厳しい状況を脱しておらず、仮にこのまま感染者の増加が続いた場合には、医療崩壊といった危機的な事態に至ることも懸念される。

全国的な感染拡大の中、道内の再拡大が懸念されることを踏まえ、集中対策期間を1か月延長し、全道の対策を進めるとともに、特に、感染者数や入院患者が高い水準にある札幌市における強い措置を講ずることが必要。

一段の感染拡大など、今後の状況によっては更に強い措置を講ずる。

なお、札幌市における対策の緩和については感染状況に応じて段階的に行うが、必要な対策については、道の警戒ステージ3相当以下に下がるまで続ける。

最近の感染状況等について

【感染状況】

11月下旬をピークとした新規感染者数は、この間の対策への道民、事業者の皆様のご協力により、減少を続けてきた。

しかしながら、その傾向は全国的な感染拡大や年末年始の会食機会の増加を背景に1月8日から増加に転じている。さらに30歳以下の若年層の割合が増加傾向にあるほか、感染経路不明の割合が上昇しているなど、感染の再拡大の兆しがうかがえる。こうした状況に関しては、国において「経路不明の感染の原因の多くは飲食が原因」であるとの指摘や、「飲食する場面が主な感染拡大の要因となり、これが、職場や家庭、院内・施設内の感染に繋がっているものと考えられる」との見解が示されている。

地域別には、札幌市内では、新規感染者数が高い水準で下げ止まっており、特に感染経路不明の割合や陽性率が大きく上昇しているなど、予断を許さない状況。また、他の地域でも多くの振興局で感染者が確認されているほか、医療施設・福祉施設に加え、飲食店や学校での集団感染が発生している。

また、この間、首都圏等に緊急事態宣言が発出されるなど、全国的に感染が急速に拡大しており、国内でのまん延を背景に、道内の感染状況は再度の急増も懸念される。

【医療提供体制】

この間の新規感染者数の減少を通じ、入院患者数は一時期より減少しているものの、依然として厳しい状況を脱していない。

仮にこのまま感染者の増加が続いた場合には、医療崩壊といった危機的な事態に至ることも懸念される。

特に本道は、昨年、全国的な支援を受ける中で医療提供体制の確保を図ってきたところであり、現在、全国的に医療提供体制が厳しさを増している中で、道内におけるひっ迫を招くことを回避する必要がある。

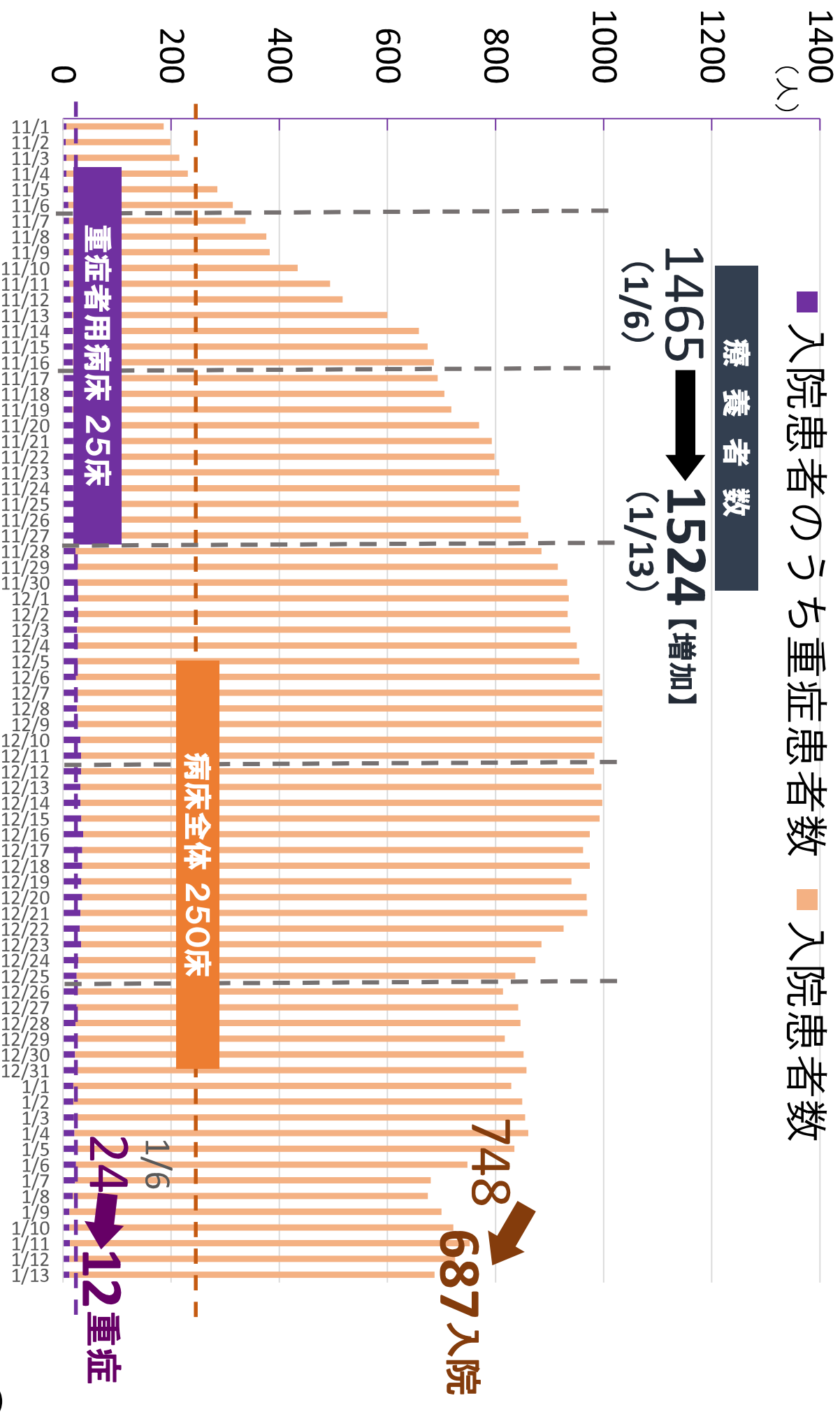
【必要な対策】

以上のことから、全国的な感染拡大の中で、感染者の急増と医療への負荷の増加が懸念されることを踏まえ、感染者数や入院患者が高い水準にある札幌市における強い措置を講ずることが必要。

また、一段の感染拡大など、今後の状況によっては更に強い措置を講ずる。

なお、札幌市における対策の緩和については感染状況に応じて段階的に行うが、必要な対策については、道の警戒ステージ3相当以下に下がるまで続ける。

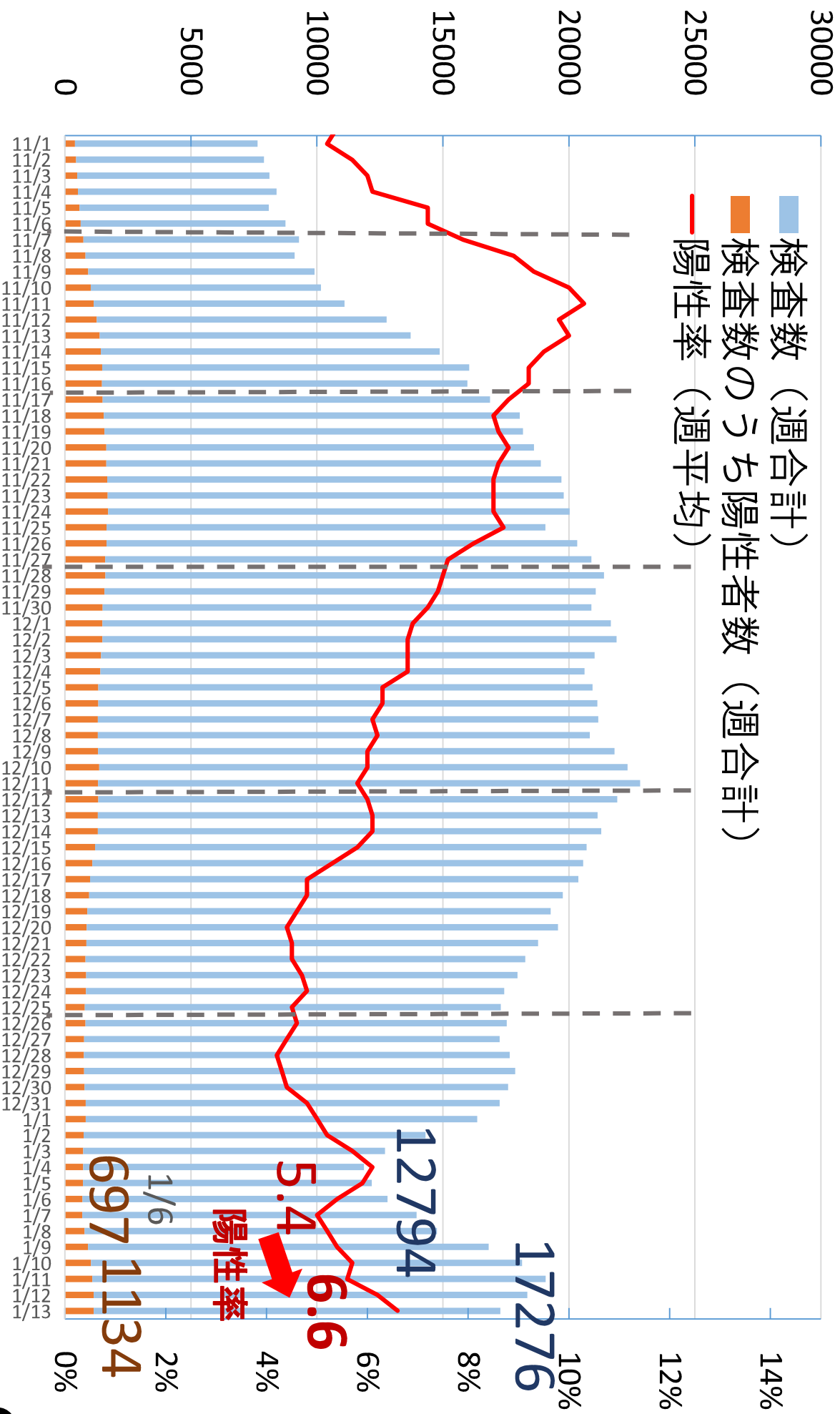
医療提供体制等の負荷(指標①)



監視体制(指標②)

検査数 (人)

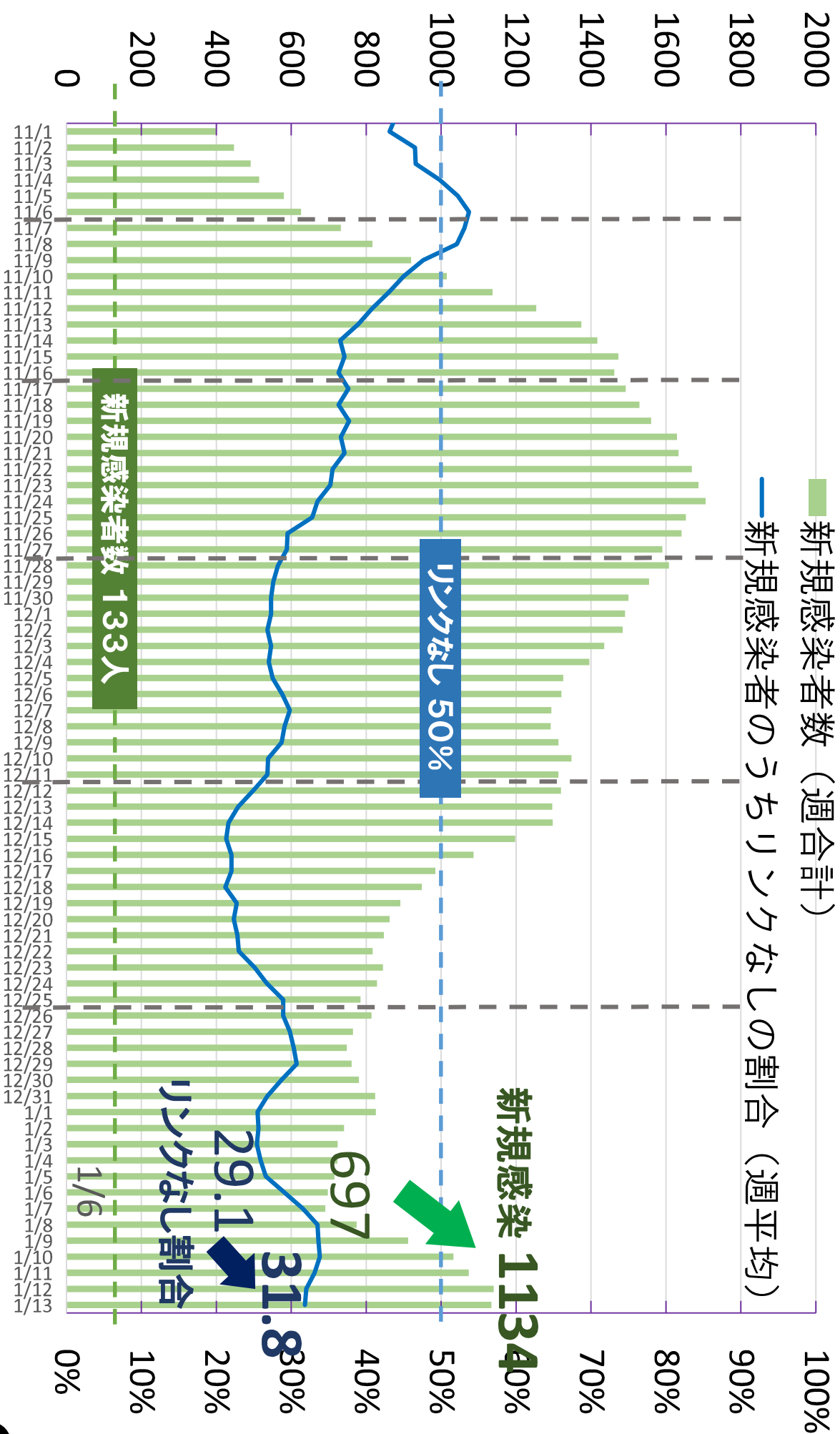
陽性率



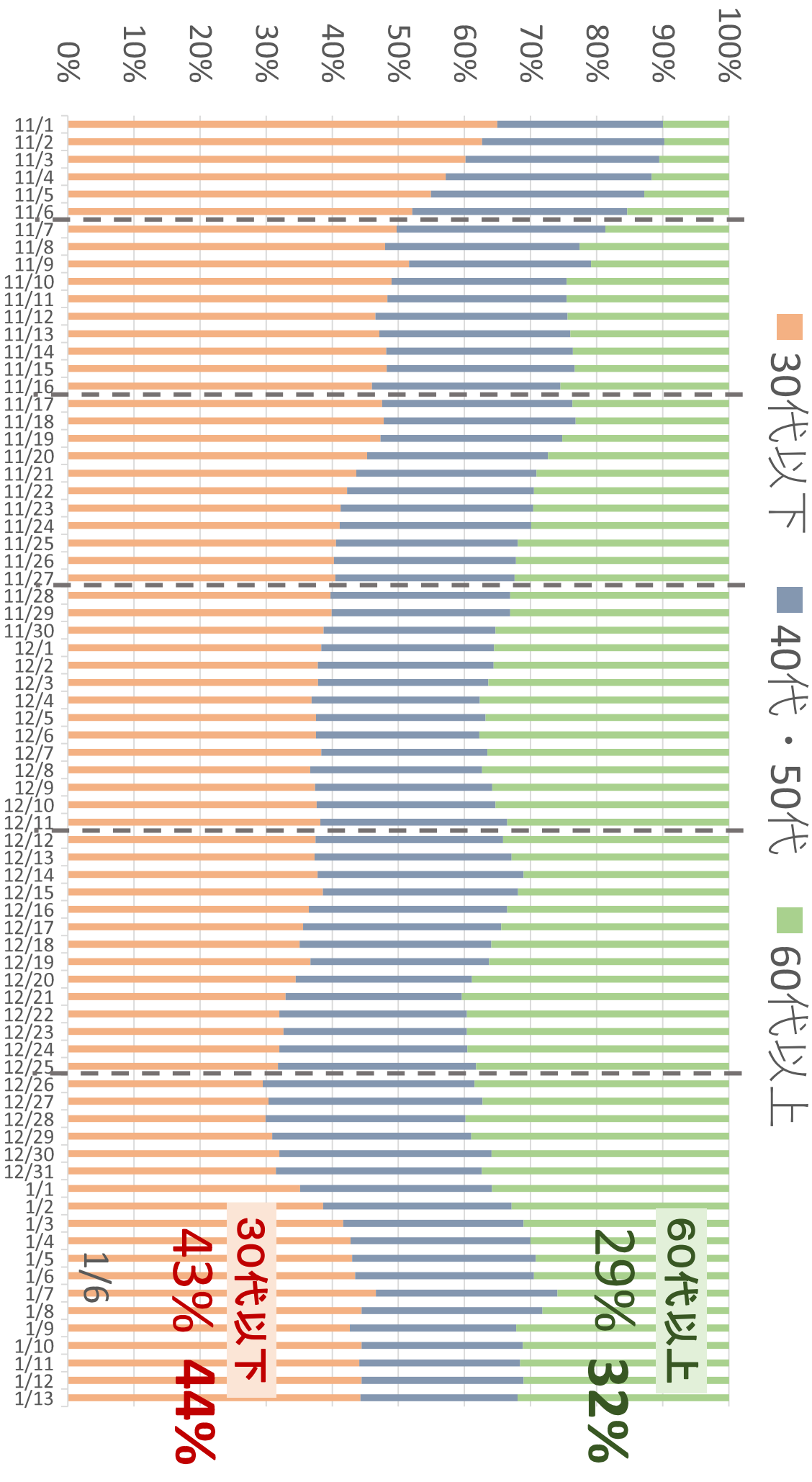
感染状況(指標③)

新規感染者数(人)

リンクなしの割合

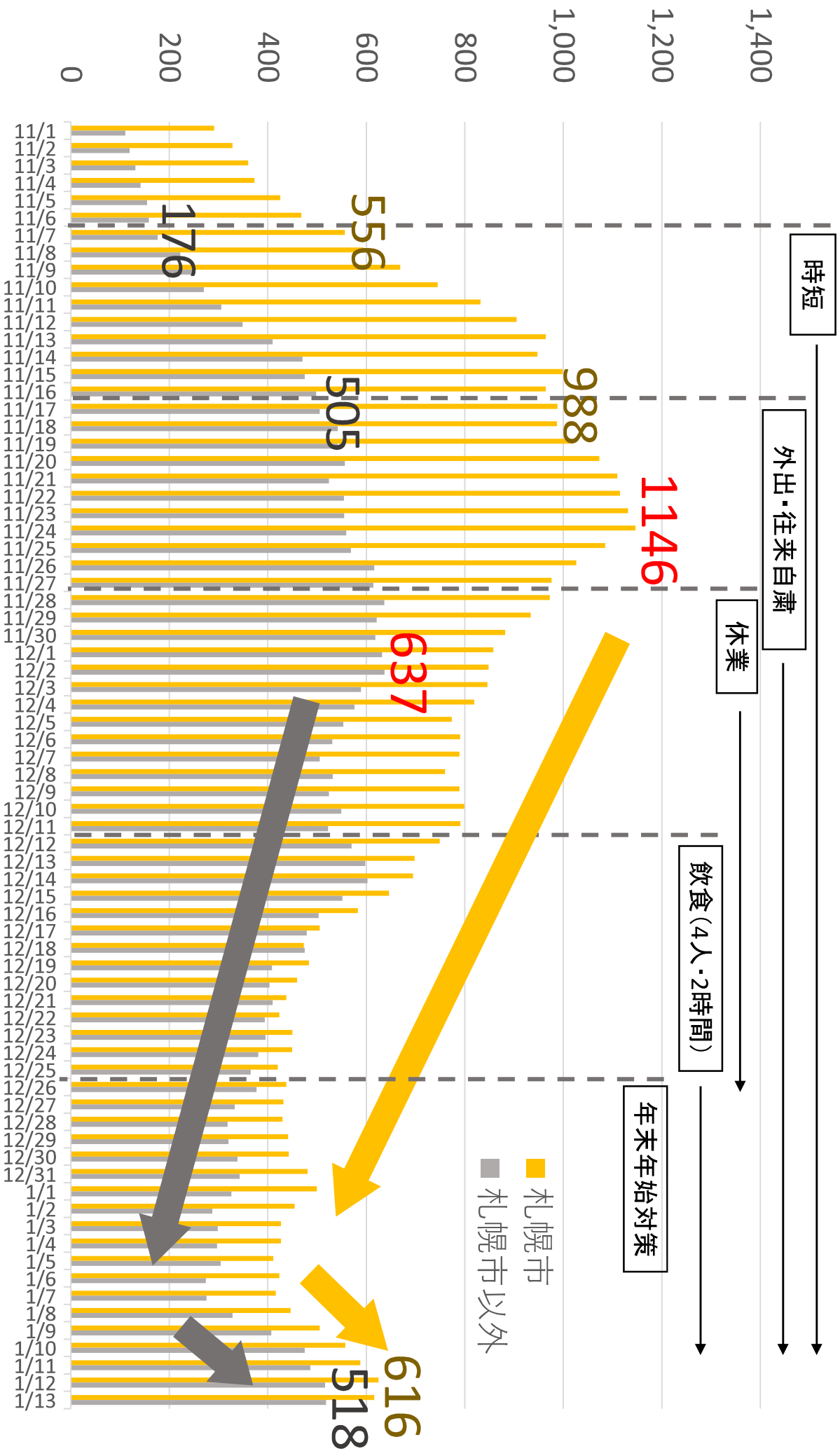


新規感染者の年代別割合(全道)



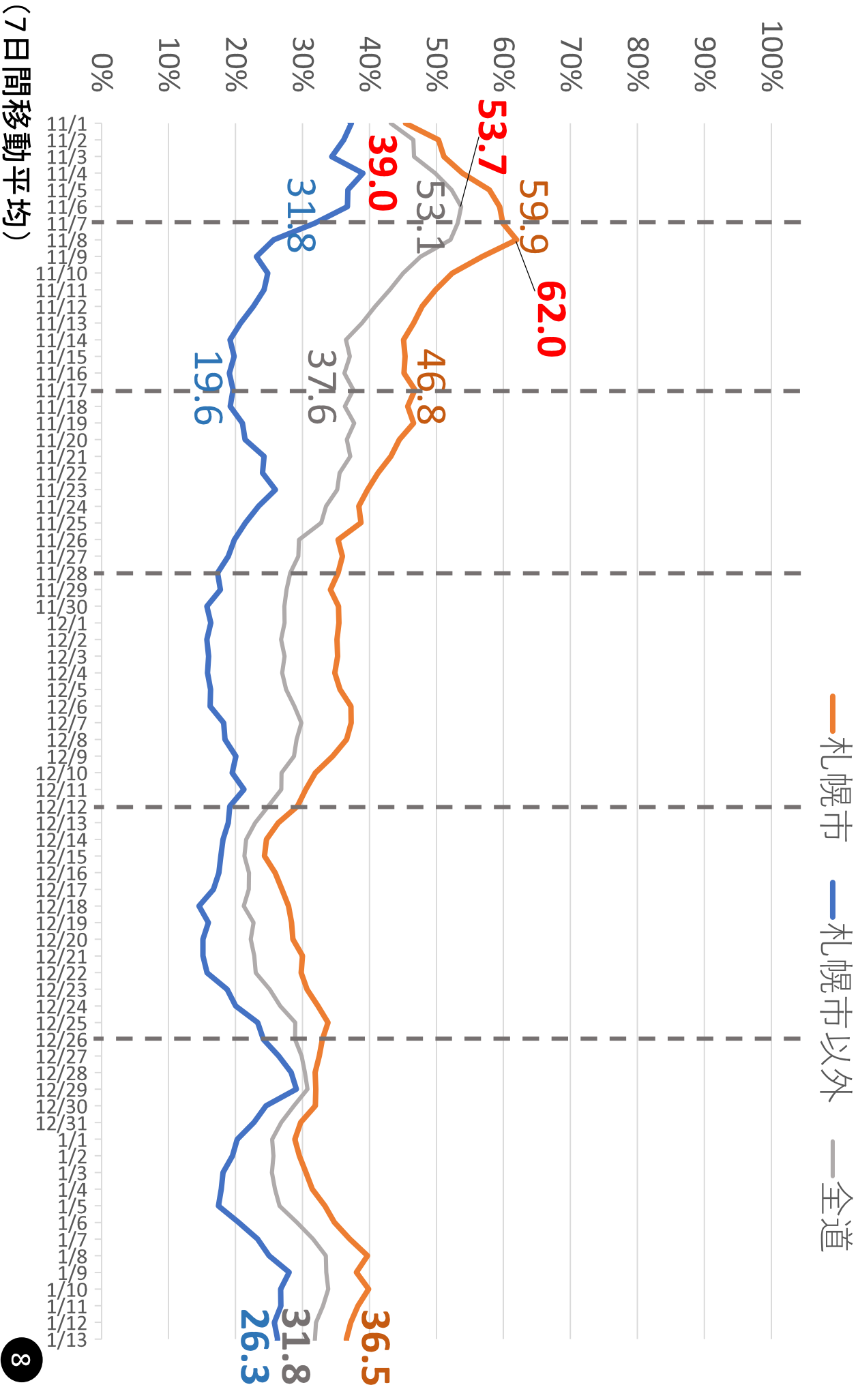
(新規感染者のうち年齢公表分を7日間平均で集計)

地域別新規感染者数(札幌市／札幌市以外)



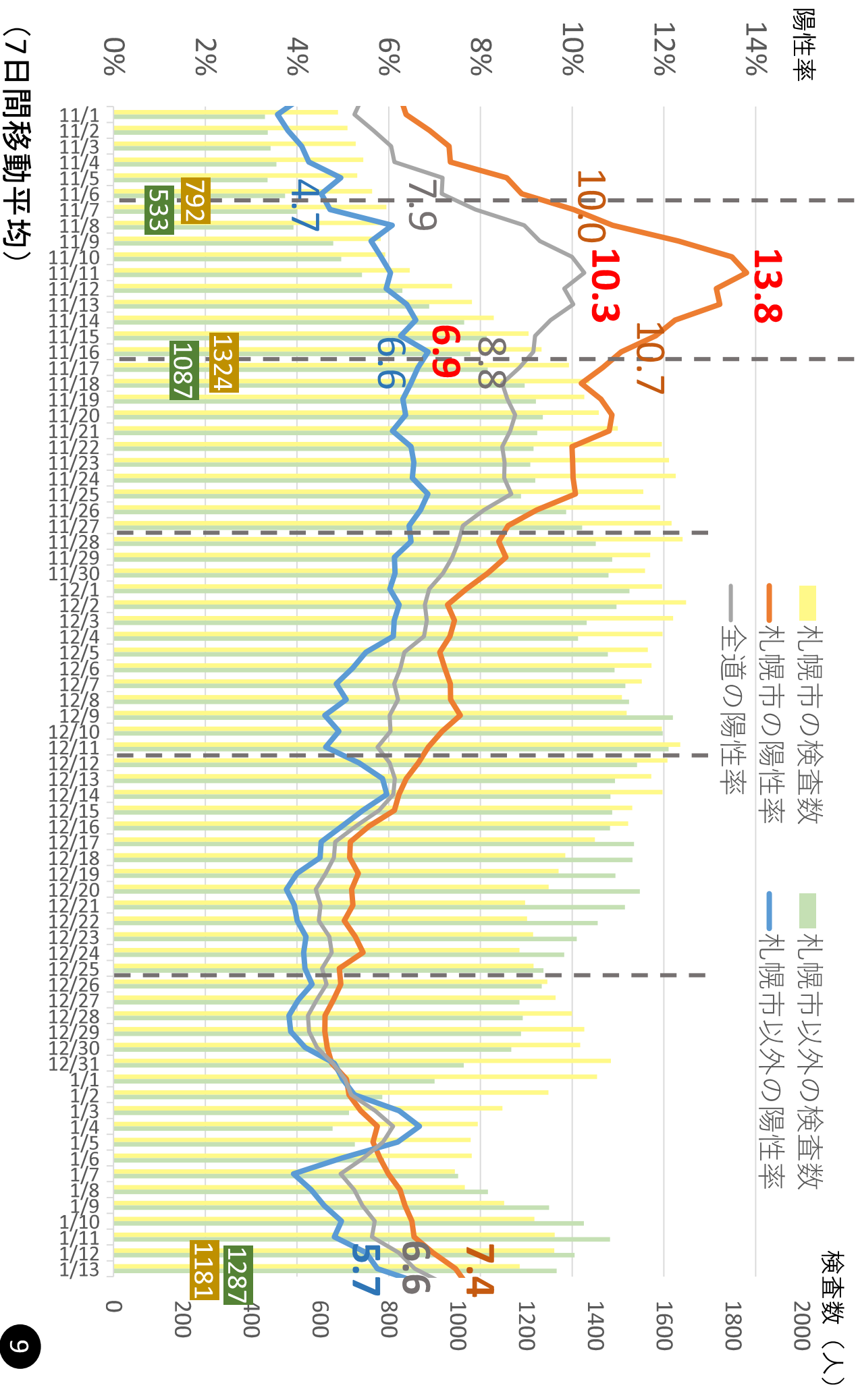
(7日間合計で集計。「札幌市」には、札幌市が居住地非公表として発表した者及び札幌市以外が札幌市居住として発表した者を含む。)

地域別リンクなし割合(札幌市／札幌市以外)

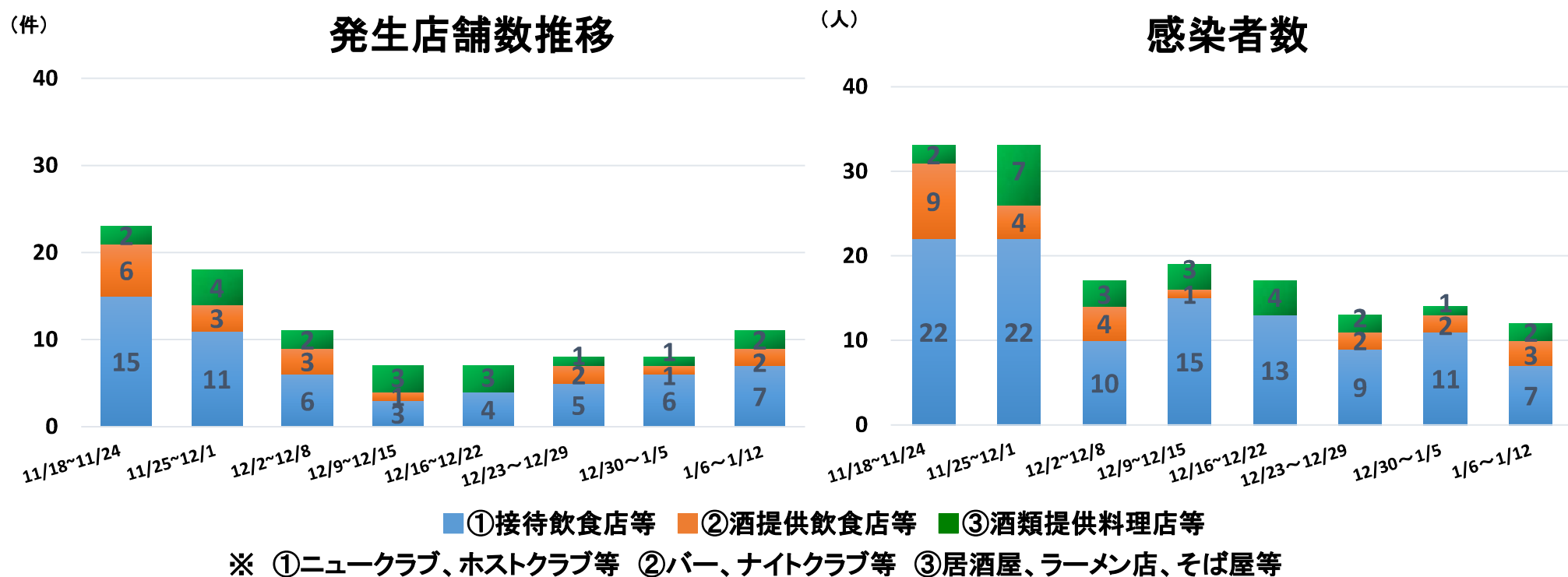


(7日間移動平均)

地域別検査数・陽性率(札幌市／札幌市以外)

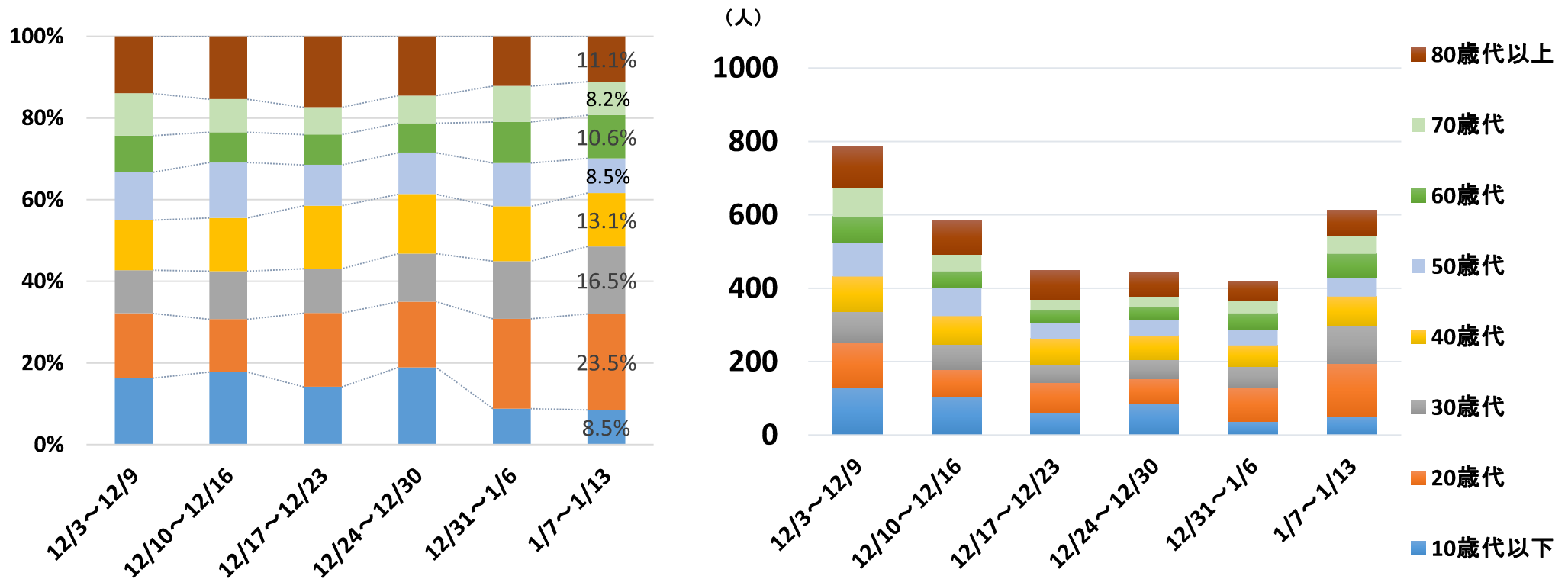


時短要請等による感染状況の推移(札幌市)



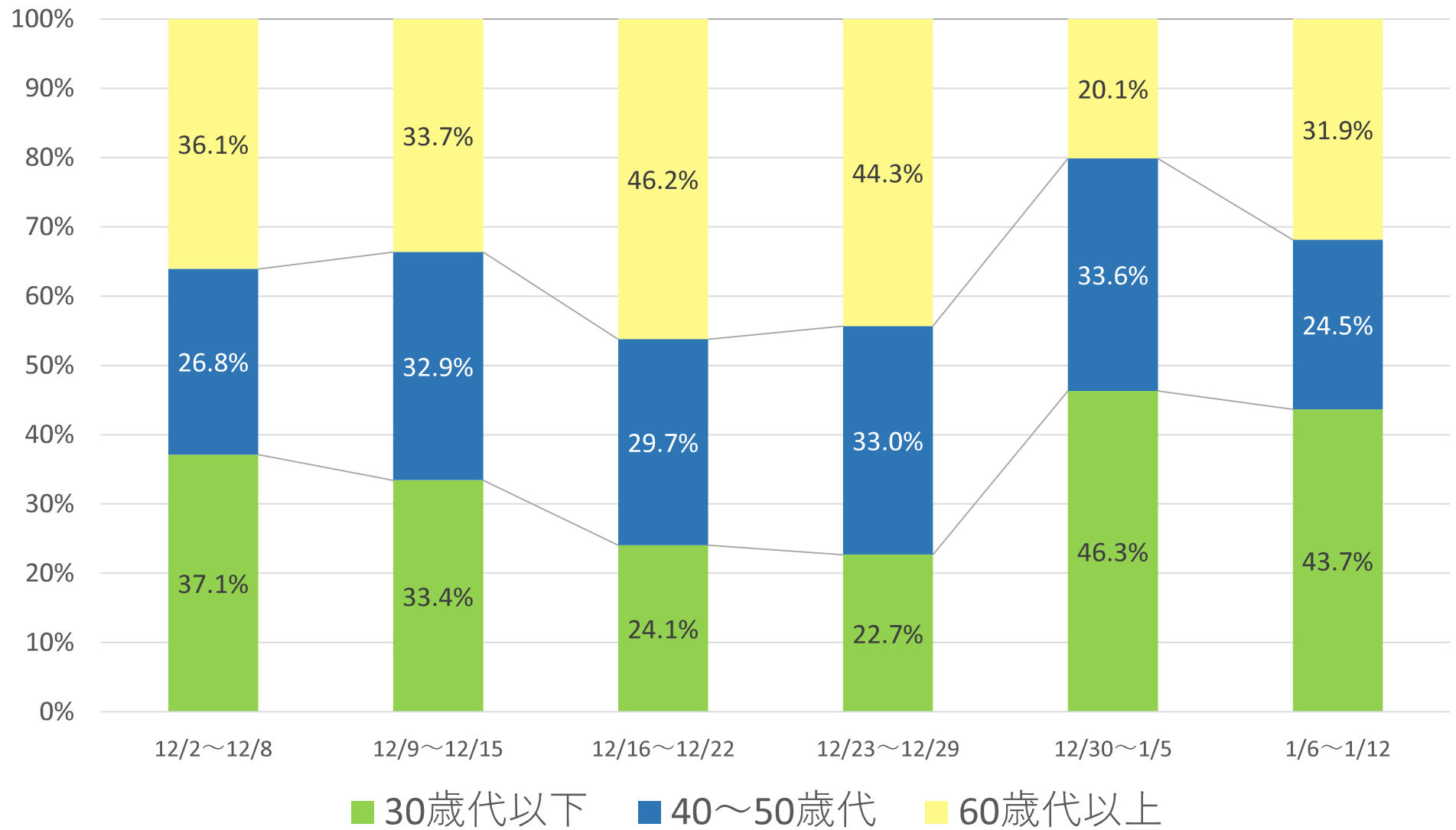
➤ 12月下旬以降、発生店舗数及び感染者数は横ばいで推移。一定数の感染者の発生が続いていることから、増加に転じることを防がなければならない

年代別割合(札幌市)



➤ 12月下旬から、40代以下の若い世代に感染の広がりが見られる状況

年代別割合(札幌市以外)



集団感染の発生状況

(1/12現在)

	札幌市		札幌市以外		合計	
	12/8～ 12/25 (18日間)	12/26～ 1/12 (18日間)	12/8～ 12/25 (18日間)	12/26～ 1/12 (18日間)	12/8～ 12/25 (18日間)	12/26～ 1/12 (18日間)
医療施設 福祉施設	15件 (399人)	9件 (231人)	11件 (405人)	6件 (156人)	26件 (804人)	15件 (387人)
飲食店等 (※)	2件 (30人)	1件 (6人)	3件 (15人)	5件 (84人)	5件 (45人)	6件 (90人)
事業所等	2件 (32人)	2件 (74人)	1件 (15人)	1件 (6人)	3件 (47人)	3件 (80人)
学校	3件 (107人)	0件 (0人)	3件 (40人)	2件 (36人)	6件 (147人)	2件 (36人)
合 計	22件 (568人)	12件 (311人)	18件 (475人)	14件 (282人)	40件 (1043人)	26件 (593人)

※接待を伴うものを含む

感染拡大防止に向けた施策について (案)

【令和3年1月14日】決定

【令和3年1月16日】改訂

集中対策期間

～国の緊急事態宣言を踏まえ、強い危機感を共有して、集中的に取り組む施策～

期間

令和3年1月16日（土）～ 令和3年2月15日（月）

協力要請のポイント

- 緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来を控える
- 感染リスクを回避できない場合
 - ・ 札幌市内においては、不要不急の外出を控える
 - ・ 札幌市との不要不急の往来を控える
- できる限り同居していない方との飲食は控える
- 札幌市においては、市内全域の接待を伴う飲食店及びすすきの地区の飲食店等について時短要請

一段の感染拡大など、今後の状況によっては更に強い措置を講ずる。
なお、札幌市における対策の緩和については感染状況に応じて段階的に行うが、必要な対策については、道の警戒ステージ3相当以下に下がるまで続ける。

特措法第24条第9項に基づく協力要請等の実施

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

- 緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来を控える
- 感染リスクを回避できない場合
 - ・ 札幌市内においては、不要不急の外出を控える
 - ・ 札幌市との不要不急の往来を控える
 - ・ 外出自粛など都府県において行動制限が要請されている地域との不要不急の往来を控える
- 感染リスクを回避する行動の徹底
 - ・ できる限り同居していない方との飲食は控える
 - ・ 「北海道スタイル」の実践を宣言していない店舗や施設の利用を控える
 - ・ 重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患を有する方等）と接する方及び重症化リスクの高い方においては、マスクの着用、手洗いなど感染リスクを回避する行動を更に徹底する
 - ・ 発熱や咳があるなど体調が悪い場合に外出を控える
 - ・ 国の接触確認アプリ（COCOA）や道のコロナ通知システムを徹底して活用する
- 営業時間短縮等の要請に呼応した行動変容の要請
 - ・ 札幌市内における接待を伴う飲食店を午後10時から翌午前5時まで利用しない
 - ・ 札幌市中央区のうち、南3条から南8条まで、西2丁目から西6丁目までの区域・狸小路1丁目から狸小路7丁目までの狸小路に面する区域においては、飲食店等を午後10時から翌午前5時まで利用しない

【事業者の皆様への要請】

- 札幌市内の接待を伴う飲食店について、営業時間の短縮（営業時間等は別紙1のとおり）
- 札幌市中央区のうち、南3条から南8条まで、西2丁目から西6丁目までの区域・狸小路1丁目から狸小路7丁目までの狸小路に面する区域における飲食店等に対し、営業時間の短縮（営業時間等は別紙1のとおり）
- 業種別ガイドラインや北海道スタイルなど、店舗における感染拡大防止対策の再確認と徹底
- 休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所の再点検
- テレワークや時差出勤などのより一層の徹底

特措法に基づく協力要請の内容の補足 ～ 札幌市内を含む道内全域 ～ （参考）

- 感染リスクを回避できない場合の例
 - 北海道スタイルを実践していない施設等の利用、密閉された屋内において人との距離が十分に保たれない長時間の会合、飲食の場面（同居者のみの場合を除く）においては、大人数、例えば5人以上の集まり、マスクをしない大声での会話、2時間を超えるような長時間の飲食など
- 体調が悪い場合の例
 - 発熱や倦怠感、咳、のどの痛み、味覚・嗅覚の異常、筋肉関節の痛み、吐き気がある場合 など

感染拡大防止対策の更なる強化

- 感染者の増加を見越した相談診療検査体制の更なる整備
 - ・ 感染の兆候を把握し検査につなげるため、一般相談窓口の体制強化
 - ・ 発熱患者に対する診療体制等の整備
 - ・ 感染拡大地域における重点的なPCR検査等の実施
 - ・ 集団感染が発生した場合の迅速な対応 ※別紙2参照
 - ・ 感染者が発生した施設に対する感染予防策の徹底などのアフターフォロー
- 札幌市と連携しすすきの地区における感染防止対策の推進
 - ・ 事業者との勉強会等の実施
- 札幌市以外の全道の繁華街における感染拡大防止の取組の推進
 - ・ 振興局における勉強会の開催など
- 感染が拡大している地域における療養体制の確保
 - ・ 患者受入医療機関や即応病床数の確保
 - ・ 宿泊療養施設の迅速な確保
- 普及啓発等の強化
 - ・ 「集中対策期間」 (1/16～2/15) の集中的な啓発広報
 - ・ 感染状況に応じた振興局毎の集中的な広報
 - ・ 「普及啓発用資料」の活用、出前講座の実施
 - ・ 札幌市内の多くの人々が利用する場所での集中的な広報
 - ・ 繁華街でのマスク着用などの個別啓発
 - ・ 北海道スタイルの実践やテレワークの推進など、企業に対する働きかけ

札幌市内の事業者の皆さまへの協力要請

1月16日(土)～2月15日(月) (1か月間)

区域	札幌市内	<u>すすきの地区</u> (<u>南3条から南8条まで、西2丁目から西6丁目までの区域・狸小路1丁目から狸小路7丁目までの狸小路に面する区域</u>)
対象施設	○ 接待を伴う飲食店 (風営法第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗)	<u>○ 飲食店・カラオケ店・料理店・食堂等(接待を伴う飲食店を除く)</u>
要請内容	○ 営業時間の短縮 ⇒営業時間は「午前5時～午後10時」 ○ 「業種別ガイドライン」及び「新北海道スタイル」に基づく対策の徹底	

集団感染への迅速な対応

【事前準備】

- ・振興局ごとの即応体制整備

【発生後】

- ・現地対策本部・現地支援対策本部の設置
- ・衛生資器材の確保
- ・道の医師・保健師等や保健所設置市等による「北海道感染症広域支援チーム」の迅速な編成・派遣
- ・厚生労働省クラスター班やDMAT(Disaster Medical Assistance Team)支援チームなど、国の専門家等の派遣・支援要請
- ・全国知事会や国を通じた都府県への保健師・看護師の応援要請
- ・関係団体・施設等と連携した介護職員等の派遣
- ・関係団体等と連携した医師・保健師・看護師等の派遣
- ・市町村保健師による保健所活動への応援
- ・感染者の搬送・入院等に関する調整
- ・離島における船舶・ヘリコプター等の手配・調整
- ・積極的な新型コロナウイルス検査に対応するため検体採取用車両を活用
- ・医療提供体制のひっ迫度合いに応じた病床の確保や医療スタッフの派遣

緊急事態宣言に対する道の考え方について (案)

【令和3年1月14日】

■ 道としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けて、集中的な対策を講じているところであるが、今後の状況によっては更に強い措置を講ずる。

■ 緊急事態宣言は国において総合的に判断することとされているが、道内の新規感染者数が国のステージⅣ（10万人当たり25人/週）を超えた場合には、国に対して緊急事態宣言に関する速やかな検討について要請する。